

# 索道輸送の安全にかかわる情報 (平成 19 年度)

平成20年10月



国土交通省鉄道局

## 目 次

|                                                        |    |
|--------------------------------------------------------|----|
| はじめに .....                                             | 1  |
| 1 索道輸送の安全にかかわる国の取組み .....                              | 2  |
| 2 運転事故に関する事項 <sup>1</sup> .....                        | 4  |
| 2. 1 運転事故件数(推移と事故種別) .....                             | 4  |
| 3 インシデント(事故が発生するおそれがあると認められる事態)に関する事項 <sup>2</sup> ... | 7  |
| 3. 1 インシデント報告件数(事態別) .....                             | 7  |
| 4 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項 <sup>3</sup> .....             | 9  |
| 4. 1 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況 .....                         | 9  |
| 4. 2 保安監査の実施状況 .....                                   | 10 |
| 4. 3 鉄道事業法に基づく行政処分(事業改善の命令) .....                      | 11 |
| 4. 4 事故等の再発防止のための行政指導 .....                            | 12 |
| 4. 5 運輸安全マネジメント評価の実施状況 .....                           | 13 |
| 用語の説明 .....                                            | 14 |

---

<sup>1</sup> 鉄道事業法第三十八条において準用する鉄道事業法第十九条等に基づき索道事業者が届け出る。

<sup>2</sup> 鉄道事業法第三十八条において準用する鉄道事業法第十九条の二等に基づき索道事業者が届け出る。

<sup>3</sup> 鉄道事業法第三十八条において準用する鉄道事業法第二十三条等に基づき国が行う。

## はじめに

国土交通省では、運輸分野における安全性の向上を図るため、「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 19 号)を平成 18 年 10 月 1 日より施行しました。これにより、索道事業者に対して安全管理規程の作成・届出、安全統括管理者の選任・届出、国及び事業者に対する輸送の安全に関わる情報の公表等が義務付けられました。

本報告書は、平成 19 年度の索道輸送の安全にかかわる情報を、鉄道事業法第 38 条において準用する鉄道事業法第 19 条の 3 の規定に基づき公表するものです。

## 1 索道輸送の安全にかかわる国の取組み

### (1) 基本的考え方

公共交通の事業者にとって、輸送の安全の確保は最大の使命であり、最大のサービスです。そこで、昨今の公共交通における事故・トラブルの発生に対して、公共交通の安全に対する国民の信頼を揺るぎないものとするのが求められています。

このため、索道事業においても、事故・トラブルを防止するため、過去の教訓を活かし、更なる安全性向上のために各種の安全対策を推進するとともに、安全管理体制の再構築に向けた取り組みを今まで以上に強化する必要があります。

### (2) 安全管理体制の強化に関する法令改正

運輸事業者における輸送の安全を確保するための取組みを強化し、常に安全を最優先する事業運営を行う仕組みを構築することとした「運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律」(以下、「運輸安全一括法」といいます。)が平成 18 年 3 月 31 日に公布され、平成 18 年 10 月 1 日に施行されました。同法に基づいて索道事業における輸送の安全を確保するための取組みを強化するため、「安全管理体制の確立」、「利用者による監視」及び「国の指導監督体制の整備」を柱として、事業者が常に安全を最優先とする事業運営を行わせる仕組みを構築しています。

#### ① 安全管理体制の確立

##### ○安全管理規程の作成及び届出の義務付け

運輸安全一括法により改正された鉄道事業法(以下、「改正鉄道事業法」といいます。)では、索道事業者における安全管理体制を構築するため、輸送の安全を確保するための事業運営の方針に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項、輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項等を定めた安全管理規程の作成及び国土交通大臣に対する届出を索道事業者が義務付け、国土交通大臣による変更命令を規定しています。

##### ○安全統括管理者・索道技術管理者の選任・届出の義務付け

改正鉄道事業法では、索道事業者における安全管理体制を構築するため、安全管理規程に記載された事項に関する業務を統括管理する者として安全統括管理者の選任及び国土交通大臣への届出の義務付けを規定しています。

また、事業実施部門において、索道の運行及び索道施設の保守の管理を行う者として、索道技術管理者の選任・届出を義務付けており、さらに、鉄道事業法施行規則において、索道技術

管理者の行う業務を補助させるため索道技術管理員の選任を義務付けています。

## ②利用者による監視

### ○輸送の安全に関わる情報の公表

安全性は、利便性や快適性のように利用者が直接感じ取ることができるものではないため、利用者にとって公共交通の事業者の安全に対する取組みは情報提供によってはじめて把握することが可能となります。また、利用者への情報提供は、利用者による公共交通の事業者に対する監視を強め、事業者に輸送の安全の確保に対する意識を高めさせる効果が期待されます。

そこで、改正鉄道事業法では、索道事業者は、毎事業年度、輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置その他の輸送の安全にかかわる情報を記載し又は記録した安全報告書を作成し、公表することが義務付けられています。

## ③国の指導監督体制の整備

### ○業務の管理の受委託に係る許可の取消し

事業者が経営の効率化等の観点から行う業務の管理の受委託については、従来、委託を行った事業者に対し監督を行ってきましたが、昨今、業務の管理の受委託が拡大する状況においては、国が受委託関係を直接監督し、事故の再発防止や未然防止を円滑に進める必要があります。

そこで、改正鉄道事業法では、国土交通大臣は、業務の管理の委託又は受託が許可の基準に適合しなくなったと認めるときは、受託者に対し受託した業務の管理について改善のため必要な措置を講ずべきことを命じ、又は許可を取り消すことができることとしています。

### ○業務の受託者に対する報告徴収・立入検査

昨今、人口減少や少子高齢化を背景として索道旅客収入が伸び悩む中、経営の効率化の観点から、索道の運行及び索道施設の保守についての外部委託が進んでいます。

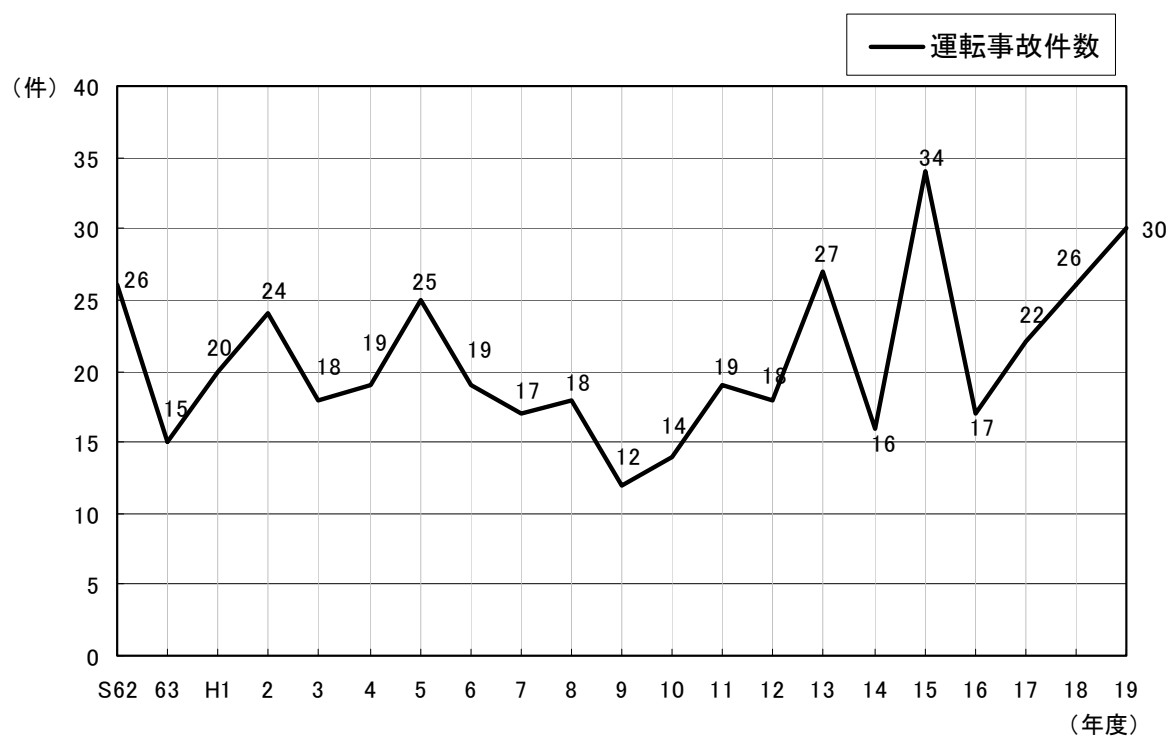
そこで、国土交通大臣は、索道事業者から業務の委託を受けた者に対し、その受けた業務の状況に関し報告させることができることとするとともに、事務所等に立ち入り、その委託を受けた業務の状況等を検査し、又は関係者に質問することができることとしています。

## 2 運転事故に関する事項

### 2.1 運転事故件数(推移と事故種類別)

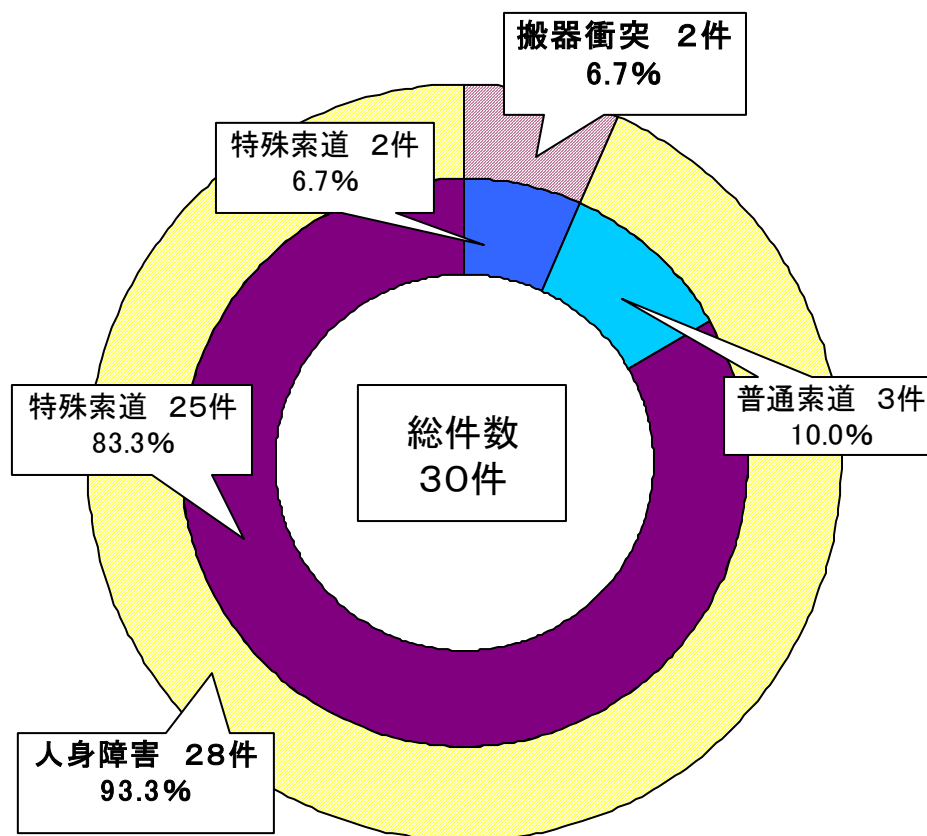
#### (1) 索道運転事故件数の推移

○平成19年度の索道運転事故の発生件数は30件で、昭和62年度からの推移は、次のとおりです。



## (2) 事故種類別の運転事故の発生状況

○平成 19 年度に発生した索道運転事故は、搬器衝突事故2件、索道人身障害事故 28 件の合計 30 件で、索条切断事故、搬器落下事故及び搬器火災事故の発生はありませんでした。



(平成 19 年度)

| <div>索道種別</div> <div>事故種別</div> |     | 普 通 索 道     |                            |                            |                                 | 特 殊 索 道          |                  |             | 合 計 |
|---------------------------------|-----|-------------|----------------------------|----------------------------|---------------------------------|------------------|------------------|-------------|-----|
|                                 |     | 交<br>走<br>式 | 複<br>線<br>自<br>動<br>環<br>式 | 単<br>線<br>自<br>動<br>環<br>式 | 複<br>自<br>動<br>單<br>線<br>環<br>式 | 自<br>動<br>環<br>式 | 固<br>定<br>環<br>式 | 滑<br>走<br>式 |     |
| 索条切断事故                          | 件 数 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
|                                 | 死 亡 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
|                                 | 負 傷 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
| 搬器落下事故                          | 件 数 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
|                                 | 死 亡 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
|                                 | 負 傷 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
| 搬器衝突事故                          | 件 数 |             |                            |                            |                                 |                  | 2                |             | 2   |
|                                 | 死 亡 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
|                                 | 負 傷 |             |                            |                            |                                 |                  | 3                |             | 3   |
| 搬器火災事故                          | 件 数 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
|                                 | 死 亡 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
|                                 | 負 傷 |             |                            |                            |                                 |                  |                  |             | 0   |
| 索道人身<br>障害事故                    | 件 数 |             |                            | 3                          |                                 | 4                | 21               |             | 28  |
|                                 | 死 亡 |             |                            | 1                          |                                 |                  |                  |             | 1   |
|                                 | 負 傷 |             |                            | 2                          |                                 | 4                | 21               |             | 27  |
| 合 計                             | 件 数 | 0           | 0                          | 3                          | 0                               | 4                | 23               | 0           | 30  |
|                                 | 死 亡 | 0           | 0                          | 1                          | 0                               | 0                | 0                | 0           | 1   |
|                                 | 負 傷 | 0           | 0                          | 2                          | 0                               | 4                | 24               | 0           | 30  |

(平成 19 年度)



### 3 インシデント（事故が発生するおそれがあると認められる事態）に関する事項

#### 3.1 インシデント報告件数(事態別)

○鉄道事故等報告規則に定められた索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態をインシデントとして、重大な索道運転事故を予防する観点から、国・事業者ではインシデントの収集・分析を実施しています。

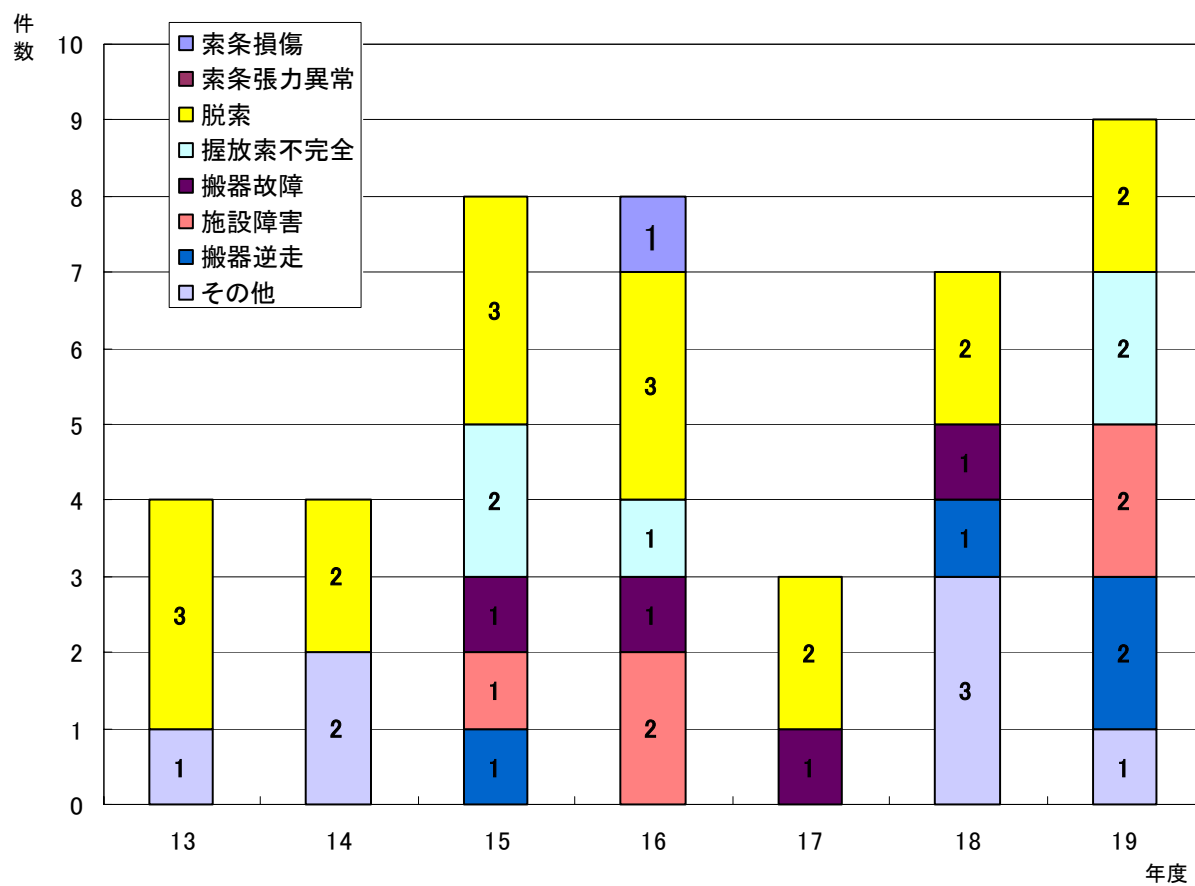
○平成19年度に報告されたインシデントは、脱索2件、握放索不完全2件、施設障害2件、搬器逆走2件、その他1件の合計9件です<sup>4</sup>。

| 索道種別<br>事態種別 | 普通索道 |         |         |           | 特殊索道  |       |     | 合計 |
|--------------|------|---------|---------|-----------|-------|-------|-----|----|
|              | 交走式  | 複線自動循環式 | 単線自動循環式 | 複式自動単線循環式 | 自動循環式 | 固定循環式 | 滑走式 |    |
| ㊦ 索条損傷       |      |         |         |           |       |       |     |    |
| ㊩ 索条張力異常     |      |         |         |           |       |       |     |    |
| ㊮ 脱索         |      |         | 1       |           |       | 1     |     | 2  |
| ㊱ 握放索不完全     |      |         | 2       |           |       |       |     | 2  |
| ㊲ 施設障害       | 1    |         |         |           |       | 1     |     | 2  |
| ㊳ 搬器故障       |      |         |         |           |       |       |     |    |
| ㊴ 搬器逆走       |      |         |         |           |       | 2     |     | 2  |
| ㊵ その他        |      |         | 1       |           |       |       |     | 1  |
| 合 計          | 1    |         | 4       |           |       | 4     |     | 9  |

(平成19年度)

<sup>4</sup> インシデントの分類については、後掲の「用語の説明」をご覧ください。

○インシデントの報告は、平成 13 年 10 月 1 日から施行された現在の鉄道事故等報告規則により新たに義務付けられました。平成 13 年度から平成 19 年度までの 7 年間(平成 13 年度は 10 月 1 日以降の半年間)のインシデントの報告件数は次のとおりです。



## 4 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

### 4. 1 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

○国では、索道事業者に対して、重大な事故が発生した場合等には、輸送の安全の確保のため、事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を文書により行っております。

○平成 19 年度は、事故等の報告に基づき、計2社の索道事業者に対して計2件の文書による行政指導を行い、改善を求めました<sup>5</sup>。

| 事業者        | 指導の概要         | 発出日         |
|------------|---------------|-------------|
| おんたけマネジメント | 索道輸送の安全確保について | H19. 12. 17 |
| パルコール孺恋    | 索道運転事故の防止について | H20. 1. 4   |

(平成 19 年度)

---

<sup>5</sup> 事故等の報告に基づく行政指導と主な改善報告の内容を資料1に掲載しています。

## 4. 2 保安監査の実施状況

○国では、索道事業者に対して、輸送の安全を確保するための取組み、施設の管理・保守、運転の取扱いが適切かどうかについて計画的に全国 627 事業者(平成 19 年度末)を対象として保安監査<sup>6</sup>を行っています。

○平成 19 年度は、計 98 回、97 事業者に対して計画的な保安監査を実施し、うち 53 事業者に対して行政指導を行い、改善を求めました。

○また、上記の他、輸送の安全を確保するための取組みが適切かどうか等について確認する必要がある場合には、特別に保安監査を実施しています。平成 19 年度は、1 事業者に対して実施し、次の行政指導を行い、改善を求めました<sup>7</sup>。

| 事業者       | 概要                                                                                          | 発出日        |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 阿寒ロイヤルバレイ | 施設管理体制が確立されていない可能性が認められたため保安監査を実施し、安全に関する取組みの全社的な見直し、安全を最優先とした施設管理体制の再構築、検査の確実な実施及び記録を指導した。 | H19. 8. 15 |

<sup>6</sup> 保安監査は鉄道事業法第56条の規定に基づき実施する立入検査の一つであり、その監査項目等が鉄道事業等監査規則に定められています。

<sup>7</sup> 輸送の安全を確保するための取組みが適正かどうか等について確認した保安監査における行政指導に対する主な改善報告の内容等を資料2に掲載しています。

#### 4. 3 鉄道事業法に基づく行政処分(事業改善の命令)

○国は、索道事業者の事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、事業の改善を命ずることができます。

○平成 19 年度において索道事業者に対して発出された事業改善の命令はありません。

#### 4. 4 事故等の再発防止のための行政指導

○国は、事故等に応じて、その再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず必要に応じて他の索道事業者に対して安全確保のための行政指導を行っています。平成19年度に行った通達による行政指導は次のとおりです<sup>8</sup>。

| 指導概要                        | 発出日         |
|-----------------------------|-------------|
| 索道施設及び緊急時における連絡・救助体制の点検について | H19. 12. 18 |
| 索道輸送の安全確保について（注意喚起）         | H20. 1. 4   |

---

<sup>8</sup> 行政指導の内容(通達)を資料3に掲載しています。

#### 4. 5 運輸安全マネジメント評価の実施状況<sup>9</sup>

○国は、索道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」を実施しています。

○索道事業者に対する運輸安全マネジメント評価は平成 19 年度から開始されており、平成 19 年度は、91 索道事業者に対して実施しました。

---

<sup>9</sup> 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ  
<http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> をご覧下さい。

## 用語の説明

| 用語        | 説 明                                                              |
|-----------|------------------------------------------------------------------|
| 索道        | 架空した索条に搬器を懸垂して旅客又は旅客及び貨物を運送する施設の総体をいう。(例:ロープウェー、ゴンドラ、スキーリフト等)    |
| 普通索道      | 扉を有する閉鎖式の搬器を使用して旅客又は旅客及び貨物を運送する索道をいう。(例:ロープウェー、ゴンドラ等)            |
| 特殊索道      | 外部に解放された座席で構成されるいす式の搬器を使用して旅客を運送する索道をいう。(例:スキーリフト等)              |
| 交走式       | 索条に懸垂された搬器が往復するものをいう。                                            |
| 複線自動循環式   | 搬器を懸垂する索条が支索のみのもので、自動循環式の索道をいう。                                  |
| 単線自動循環式   | 搬器を懸垂する索条が支えい索のみのもので、自動循環式の索道をいう。                                |
| 複式単線自動循環式 | 搬器を懸垂する索条が支えい索のみのもので、停留場間で支えい索を複数とした自動循環式の索道をいう。                 |
| 自動循環式     | 索条に懸垂された搬器が、停留場間においては索条に自動的に固定され、停留場においては索条から自動的に解放されて循環するものをいう。 |
| 固定循環式     | 索条に懸垂された搬器が、索条に固定されて循環するものをいう。                                   |
| 滑走式       | 旅客のスキー等の滑走具を雪面上又は地表面上に滑走させて旅客を運送するものをいう。                         |
| 支えい索      | 搬器を懸垂し、かつ、移動させるための索条をいう。                                         |
| 支索        | 搬器を懸垂する索条のうち、支えい索以外の索条をいう。                                       |
| えい索       | 搬器を移動させるための索条のうち、支えい索以外の索条をいう。                                   |
| 平衡索       | 搬器を平衡させるための索条であって、えい索の反対側にあるものをいう。                               |
| 受索装置      | 支柱において、支えい索又はえい索及び平衡索を所定の位置に保持するために設けられた受索輪とこれを支持する装置をいう。        |
| 搬器        | 旅客又は旅客及び貨物を運送するための客車又はいすとその懸垂部等の総称をいう。(複線にあっては走行部を含む。)           |
| 握索装置      | 搬器を支えい索又はえい索に固定する装置をいう。                                          |
| 接続装置      | 搬器の走行部とえい索及び平衡索又はえい索とを接続するための装置をいう。                              |



|          |                                                                                                     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 索道運転事故   | 索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故及び索道人身障害事故をいう。[*]                                                        |
| 索条切断事故   | 索条が切れた事故[*]                                                                                         |
| 搬器落下事故   | 搬器が落下した事故[*]                                                                                        |
| 搬器衝突事故   | 搬器が他の搬器又は工作物と衝突し、又は接触した事故[*]                                                                        |
| 搬器火災事故   | 搬器に火災が生じた事故[*]                                                                                      |
| 索道人身障害事故 | 搬器の運転により人の死傷を生じた事故(上記の4種類の事故に伴うものを除く。)[*]                                                           |
| インシデント   | 索道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態。(例えば、索条が滑車から外れる、搬器が逆送するなどの事態。いわゆるヒヤリ・ハットのような軽微なものは含まない。)[*]               |
| 索条損傷     | インシデントの分類のひとつ。索条に重大な損傷が生じた事態。                                                                       |
| 索条張力異常   | インシデントの分類のひとつ。索条の張力が異常に増大又は低下した事態。                                                                  |
| 脱索       | インシデントの分類のひとつ。索条が受索装置、滑車等から外れた事態。                                                                   |
| 握放索不完全   | インシデントの分類のひとつ。握索又は放索が不完全になった事態。                                                                     |
| 施設障害     | インシデントの分類のひとつ。支柱、制動装置、保安装置等に搬器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。                                         |
| 搬器故障     | インシデントの分類のひとつ。搬器の懸垂部若しくは走行部、握索装置又は接続装置に搬器の運転の安全に支障を及ぼす故障、損傷、破壊等が生じた事態。                              |
| 搬器逆走     | インシデントの分類のひとつ。搬器が逆走した事態。                                                                            |
| 保安監査     | 鉄道事業等監査規則(昭和62年3月2運輸省令第12号)に基づき、輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設の管理の及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうか等について行う監査をいう。 |

\*: 詳細は「鉄道事故等報告規則」をご参照下さい。